

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 58 号

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和 61 年岩手県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(出納員の設置等)</p> <p>第 2 条 別表第 1 の左欄に掲げる組織に出納員を置き、同表右欄に定める職にある者又は別に命ずる<u>吏員</u>をもって充てる。</p> <p>2 前項の規定により出納員に充てられることとなる者が<u>吏員</u>でない場合は、この職にある間、<u>吏員</u>に併せて任命されたものとする。</p> <p>(出納員補佐の設置等)</p> <p>第 3 条 別表第 2 の左欄に掲げる組織に出納員補佐を置き、別に命ずるもののほか、同表右欄に定める職にある者又は別に命ずる<u>吏員</u>をもって充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定により出納員補佐に命ぜられることとなる者が<u>吏員その他の職員</u>でない場合は、この職にある間、その者が現にある職に相当する<u>吏員その他の職員</u>に併せて任命されたものとする。</p> <p>(現金取扱員及び物品取扱員の設置等)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定により現金取扱員又は物品取扱員に命ぜられることとなる者が<u>吏員その他の職員</u>でない場合は、これらの職にある間、その者が現にある職に相当する<u>吏員その他の職員</u>に併せて任命されたものとする。</p> <p>(会計員の設置等)</p> <p>第 5 条 総務部総務事務センター、出納局の各課、広域振興局総務部の経理課及び支出審査課並びに地方振興局企画総務部支出入札課（盛岡地方振興局企画総務部にあっては、管理入札課及び支出審査課）に会計員を置き、主任主査、主査、主任、主任主事、主事及び事務員の職にある者をもって充てる。</p>		<p>(出納員の設置等)</p> <p>第 2 条 別表第 1 の左欄に掲げる組織に出納員を置き、同表右欄に定める職にある者又は別に命ずる<u>職員</u>をもって充てる。</p> <p>2 前項の規定により出納員に充てられることとなる者が<u>知事の補助機関である職員</u>でない場合は、この職にある間、<u>知事の補助機関である職員</u>に併せて任命されたものとする。</p> <p>(出納員補佐の設置等)</p> <p>第 3 条 別表第 2 の左欄に掲げる組織に出納員補佐を置き、別に命ずるもののほか、同表右欄に定める職にある者又は別に命ずる<u>職員</u>をもって充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定により出納員補佐に命ぜられることとなる者が<u>知事の補助機関である職員</u>でない場合は、この職にある間、その者が現にある職に相当する<u>知事の補助機関である職員</u>に併せて任命されたものとする。</p> <p>(現金取扱員及び物品取扱員の設置等)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定により現金取扱員又は物品取扱員に命ぜられることとなる者が<u>知事の補助機関である職員</u>でない場合は、これらの職にある間、その者が現にある職に相当する<u>知事の補助機関である職員</u>に併せて任命されたものとする。</p> <p>(会計員の設置等)</p> <p>第 5 条 総務部総務事務センター、出納局、広域振興局総務部の経理課及び支出審査課並びに地方振興局企画総務部支出入札課（盛岡地方振興局企画総務部にあっては、管理入札課及び支出審査課）に会計員を置き、主任主査、主査、主任、主任主事、主事及び事務員の職にある者をもって充てる。</p>	
別表第 1（第 2 条 - 第 4 条関係）		別表第 1（第 2 条 - 第 4 条関係）	
知事 の事 務部 局	本庁	総合政策室	[略]
			広聴広報課 別に命ずる <u>吏員</u>
	[略]		[略]
		商工労働観光部	[略]
		産業振興課 <u>金融経営担当課長</u>	
知事 の事 務部 局	本庁	総合政策室	[略]
			広聴広報課 別に命ずる <u>職員</u>
	[略]		[略]
		商工労働観光部	[略]
		経営支援課 別に命ずる <u>職員</u>	

[略]			
総務部		[略]	
総合雇用対策局			別に命ずる 吏員
出納局		総務課	総括課長
		出納課	総括課長
出先 機関	広域 振興 局及 び地 方振 興局 (以 下「 広域 振興 局等」 とい う。)	盛岡地方 振興局	[略]
			土木部
		[略]	[略]
	県南広域 振興局	[略]	[略]
		[略]	[略]
	工業技術 集積支援 センター	地場産業 育成部	地場産業育 成部長
	[略]	[略]	[略]
	宮古地方 振興局	[略]	[略]
		林務事務 所	別に命ずる 吏員
	[略]	[略]	[略]
	久慈地方 振興局	[略]	[略]
土木部		別に命ずる 吏員(ダム 管理事務を 担当するも の)	
[略]	[略]	[略]	
[略]			
保健 福祉 部に 属す る出 先機 関	[略]	[略]	[略]
	岩手県立高等看護学院	[略]	[略]
	都南の園	事務局長	[略]
岩手県立杜陵学園	[略]	[略]	[略]
[略]			
農林	[略]	[略]	[略]

[略]			
総務部		[略]	
出納局			管理担当課 長 指導審査担 当課長 出納担当課 長
出先 機関	広域 振興 局及 び地 方振 興局 (以 下「 広域 振興 局等」 とい う。)	盛岡地方 振興局	[略]
			土木部
		[略]	[略]
	県南広域 振興局	[略]	[略]
		[略]	[略]
	工業技術 集積支援 センター		次長
	[略]	[略]	[略]
	宮古地方 振興局	[略]	[略]
		林務事務 所	別に命ずる 職員
	[略]	[略]	[略]
	久慈地方 振興局	[略]	[略]
土木部		別に命ずる 職員(ダム 管理事務を 担当するも の)	
[略]	[略]	[略]	
[略]			
保健 福祉 部に 属す る出 先機 関	[略]	[略]	[略]
	岩手県立高等看護学院	[略]	[略]
	岩手県立杜陵学園	[略]	[略]
[略]			
農林	[略]	[略]	[略]

水産部に属する出先機関	岩手県北家畜保健衛生所	別に命ずる 吏員
	[略]	
	岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室	別に命ずる 吏員
	[略]	
	岩手県内水面水産技術センター	別に命ずる 吏員
	[略]	
	中央農業改良普及センター	別に命ずる 吏員
	八幡平農業改良普及センター	別に命ずる 吏員
奥州農業改良普及センター	別に命ずる 吏員	
[略]		
議会の事務部局	総務課	課長補佐
教育委員会の事務部局	[略]	
	岩手県立盲学校	事務長
	盲学校	事務長
	養護学校	事務長
	岩手県立総合教育センター	総務部長
[略]		
	岩手県立図書館	別に命ずる 吏員
[略]		
監査委員の事務部局	総務課	別に命ずる 吏員
人事委員会の事務部局	総務課	別に命ずる 吏員
労働委員会の事務部局	審査調整課	別に命ずる 吏員

別表第2 (第3条関係)

組 織			職 等
知事の事務部局	本庁	総合政策室	広聴広報課 別に命ずる 吏員
		総務部	総務事務センター 職員福祉担当課長 給与旅費担当課長
		出納局	総務課
	出納課		管理担当課長

水産部に属する出先機関	岩手県北家畜保健衛生所	別に命ずる 職員
	[略]	
	岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室	別に命ずる 職員
	[略]	
	岩手県内水面水産技術センター	別に命ずる 職員
	[略]	
	中央農業改良普及センター	別に命ずる 職員
	八幡平農業改良普及センター	別に命ずる 職員
奥州農業改良普及センター	別に命ずる 職員	
[略]		
議会の事務部局	総務課	総務課長
教育委員会の事務部局	[略]	
	特別支援学校	事務長
	岩手県立総合教育センター	企画総務部長
	[略]	
	岩手県立図書館	別に命ずる 職員
[略]		
監査委員の事務部局		別に命ずる 職員
人事委員会の事務部局	総務課	別に命ずる 職員
労働委員会の事務部局	審査調整課	別に命ずる 職員

別表第2 (第3条関係)

組 織			職 等
知事の事務部局	本庁	総合政策室	広聴広報課 別に命ずる 職員
		総務部	総務事務センター 別に命ずる 職員
		出納局	別に命ずる 職員

				審査担当課長
出先機関	広域振興局等	盛岡地方振興局	[略]	
			保健福祉環境部	別に命ずる吏員
			土木部	
			税務部	
		県南広域振興局	保健福祉環境部	別に命ずる吏員
			土木部	
			税務部	
			総務部	総括課長 経理課長 支出審査課長
		花巻総合支局 北上総合支局 一関総合支局	地域支援部	別に命ずる吏員
			保健福祉環境部	
			土木部	
		久慈地方振興局	企画総務部	[略] 別に命ずる吏員
			保健福祉環境部	別に命ずる吏員
地方振興局（盛岡地方振興局及び久慈地方振興局を除く。）	企画総務部	[略]		
	保健福祉環境部	別に命ずる職員		
	土木部			
	税務部			
保健福祉部に属する出先機関		都南の園	事務局次長	
県土整備部に属する出先機関		花巻空港事務所	別に命ずる吏員	
[略]				
議会の事務部局		総務課	別に命ずる吏員	
教育委員会の事務部局		岩手県立図書館	別に命ずる吏員	
[略]				
出先機関	広域振興局等	盛岡地方振興局	[略]	
			保健福祉環境部	別に命ずる職員
			土木部	
			税務部	
		県南広域振興局	保健福祉環境部	別に命ずる職員
			土木部	
			税務部	
			総務部	総括課長 経理課長 支出審査課長 入札課長
		花巻総合支局 北上総合支局 一関総合支局	地域支援部	別に命ずる職員
			保健福祉環境部	
			土木部	
		久慈地方振興局	企画総務部	[略] 別に命ずる職員
			保健福祉環境部	別に命ずる職員
地方振興局（盛岡地方振興局及び久慈地方振興局を除く。）	企画総務部	[略]		
	保健福祉環境部	別に命ずる職員		
	土木部			
	税務部			
県土整備部に属する出先機関		花巻空港事務所	別に命ずる職員	
[略]				
議会の事務部局		総務課	別に命ずる職員	
教育委員会の事務部局		岩手県立図書館	別に命ずる職員	
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。